

令和7年度 市町村民税・県民税申告書の書き方

市・町・村民税県民税の申告について

市町村民税、県民税の申告と納税につきましては、日頃からご協力ありがとうございます。

さて、今年も市町村・県民税の申告をしていただく時期になりました。**前年1月1日～12月31日までの1年間の収入等**について申告書を記入し、申告期限内に提出してください。

また収入がない方でも、市町村・県民税に関する諸証明（所得証明・課税証明・非課税証明等）の基礎資料となりますので、申告書を提出してください。なお、前年中に転入された方については、前年実績がありませんので申告書を送付しております。

申告書の提出をしなくてもよい方

- ① **所得税の確定申告書を提出した方**
 - ② **前年中に給与所得だけの方**で勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている方
 - ③ **65歳以上の公的年金収入のみの方**（障害者年金・遺族年金収入のみの方は申告が必要です。）
- ※②、③に該当する方でも、源泉徴収票に記載されていない扶養や医療費等の控除を受けようとする場合は申告が必要です。

申告期限は3月17日です。

申告書は原則として3月17日までに提出することになっていますが、納税者の申告事務の便宜を図ることにより、できるだけ多くの皆さんが申告を済ませてもらうため、申告の相談、受付又は申告の指導を行いますので、皆様方の御協力をお願い致します。

給与所得、公的年金等に係る雑所得の求め方

給与収入金額（円）		給与所得金額（円）	
1	～	550,999	0
551,000	～	1,618,999	収入金額－550,000※
1,619,000	～	1,619,999	1,069,000※
1,620,000	～	1,621,999	1,070,000※
1,622,000	～	1,623,999	1,072,000※
1,624,000	～	1,627,999	1,074,000※
1,628,000	～	1,799,999	A×2.4＋100,000※
1,800,000	～	3,599,999	A×2.8－80,000※
3,600,000	～	6,599,999	A×3.2－440,000※
6,600,000	～	8,499,999	収入金額×0.9－1,100,000※
8,500,000	以上		収入金額－1,950,000※

※裏面の条件に該当する場合は、所得金額から更に所得金額調整控除額が差し引かれます。

所得金額調整控除額については裏面の計算方法にて算出してください。

（計算例）※所得金額調整控除を除く

- ①年間1,200,000円の給与収入 → 1,200,000－550,000＝給与所得650,000
- ②年間3,599,999円の給与収入 → 3,599,999÷4＝899,999（千円未満切り捨て＝899,000）
899,000×2.8－80,000＝給与所得2,437,200

○公的年金等に係る雑所得の速算表（恩給や遺族・障害年金など非課税の年金は除く）

年齢※	公的年金等の収入金額（円）A	公的年金等の雑所得（円）		
		公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額※		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	1～1,299,999	A－600,000	A－500,000	A－400,000
	1,300,000～4,099,999	A×0.75－275,000	A×0.75－175,000	A×0.75－75,000
	4,100,000～7,699,999	A×0.85－685,000	A×0.85－585,000	A×0.85－485,000
	7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,455,000	A×0.95－1,355,000	A×0.95－1,255,000
	10,000,000以上	A－1,955,000	A－1,855,000	A－1,755,000
65歳以上	1～3,299,999	A－1,100,000	A－1,000,000	A－900,000
	3,300,000～4,099,999	A×0.75－275,000	A×0.75－175,000	A×0.75－75,000
	4,100,000～7,699,999	A×0.85－685,000	A×0.85－585,000	A×0.85－485,000
	7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,455,000	A×0.95－1,355,000	A×0.95－1,255,000
	10,000,000以上	A－1,955,000	A－1,855,000	A－1,755,000

※今年の1月1日時点の年齢となります。

※「公的年金等雑所得以外の所得に掛かる合計金額」は、所得金額調整控除後の合計所得となります。

（計算例）年間1,300,000円の年金収入かつ公的年金等雑所得以外の合計所得が1,000万円以下

①65歳未満 → 1,300,000×0.75－275,000＝**公的年金等雑所得700,000円**

②65歳以上 → 1,300,000－1,100,000＝**公的年金等雑所得200,000円**

各種控除について

次の項目は所得から差し引くことのできる大切なものです。領収書等により確認しますので集めてください。

雑損控除：災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方
あなたや前年分の所得金額が48万円以下の配偶者その他の親族であなたと生計を一にしている人の分が該当します。「損害金額－保険金で補てんされる金額」の金額（A）を基とした計算した次の①と②のいずれか多い方の金額

- ①Aの金額－（所得金額の合計額×10％）
- ②Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円

医療費控除等：医療費等の控除について以下のいずれかを選択する事が出来ます。
・医療費の支払いがあった方
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために前年中に支払った医療費

※限度額200万円
（支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等×5％または10万円のいずれか少ない方の金額）

・特定一般用医薬品等購入費の支払いがあった方
（セルフメディケーション税制）
健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費

※限度額8万8千円
支払った金額－保険金等で補てんされる金額－1万2千円

社会保険料控除：国民健康保険税、国民年金保険などの社会保険料を支払った方
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれている場合に記入します。支払った金額すべてが控除対象となります。

小規模企業共済等掛金控除：小規模企業共済等掛金を支払っている方
小規模企業共済法に基づく掛金を記入します。

生命保険料控除：生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った方
あなたが前年中に支払った生命保険料（新、旧）、個人年金保険料（新、旧）、介護医療保険料があれば各々の支払金額から配当金等を差し引いた金額を記入します。

地震保険料控除：地震保険料や長期損害保険料を支払った方
あなたが前年中に支払った地震保険料があれば支払金額から剰余金や割戻金を差し引いた金額を長期損害保険（平成18年12月31日までに契約締結）と地震保険料に区分して記入します。

本人の控除及び扶養控除について

あなたやあなたが扶養している人について記入してください。

寡婦（ひとり親）控除：あなたが次の項目に該当する場合の控除です。
(1) 寡婦：①夫と離婚後に婚姻をしておらず、子以外の扶養親族がいる。さらに合計所得金額が500万円以下かつ住民票に未届の夫の記載がない方
②夫と死別後に婚姻をしておらず、又は夫の生死があきらかでない。さらに合計所得金額が500万円以下かつ住民票に未届の夫の記載がない方。
(2) ひとり親：夫（妻）と死別、離婚後に婚姻をしていない、又は夫（妻）の生死があきらかでない、又は未婚のいずれかである。さらに生計を一にする子があり、合計所得金額が500万円以下かつ住民票に未届の夫（妻）の記載がない方。

勤労学生控除：大学・高校または一定の専修学校などの学生か生徒で合計所得金額が75万円以下であり、かつそのうち勤労に基づかない所得が10万円以下の方。

障害者控除：あなたや扶養親族が身体障害者手帳や療育手帳または精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている場合や、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合などが該当します。氏名と障害の程度を記入してください。

(1) 特別障害者：身体障害者手帳で1級か2級の方か療育手帳でAの方。または精神障害者保健福祉手帳で1級の方。
(2) 普通障害者：身体障害者手帳で3級以下の方か療育手帳でBの方。または精神障害者保健福祉手帳で2級か3級の方。

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者：あなたと生計を一にしている妻または夫（内縁関係は含まない）で、前年の合計所得が48万円以下の方（青色事業専従者を除く）が同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合、配偶者控除の対象となります。また、あなたの合計所得が1,000万円以下で生計を一にする妻または夫（内縁関係は含まない）を有し、配偶者の前年中の所得が48万円超133万円以下の場合、双方の合計所得に応じた配偶者特別控除が受けられます。配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額を記入してください。

扶養控除：あなたと生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の方が該当します。氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄の別を記入してください。

平成24年度より16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されましたが、住民税の算定のためには16歳未満も含めた扶養親族の情報が必要です。記入漏れのないようご注意ください。

記載例（表）

令和7年度（令和6年分）
市町村民税・県民税申告書
（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得）

世帯番号	宛名番号	業種又は職業
住 所	〇〇村字△△△999番地の9	卸売業
フリガナ	ヤマダ タロウ	電話（012）345-6789
氏 名	山田 太郎	生年月日 昭和・大・昭・平・香 34 年 10 月 5 日
個人番号	山田 太郎（本人）	世帯主の氏名 続柄 山田 太郎（本人）

令和〇年〇月〇日提出

3 控除証明書または領収書等を持参してください。
※国民年金の支払証明書は年金事務所で発行

雑損控除	損害金額	支払った医療費等A	国民健康保険税B	介護保険料C	国民年金保険料D	その他の社会保険料E	合計A+B+C+D
	400,000	120,000	055	127			220,000
社会保険料控除	150,000			70,000			220,000
小規模企業共済等掛金控除							
生命保険料控除	個人年金	532	532	200,000			150,000
地震保険料控除	060			80,000			
17～19	17～19	□死別 □離別 □生死不明	□ひとり親	合計所得が			
寡婦・ひとり親	寡婦・ひとり親	扶養親族 □有 □無	□ひとり親	500万円以下			
合計所得75万円以下でそのうち給与所得以外の所得が10万円以下				500万円超			
19 勤労学生	19 勤労学生	(学校名)					
20 障害者	20 障害者	身体・精神・療育・他	級(度)	その他()			
21～22	21～22	氏名	山田 花子	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
配偶者(特別)	配偶者(特別)	氏名	山田 二子	個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		
配偶者(同一)	配偶者(同一)	氏名	山田 春子	個人番号	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		
同一生計配偶者	同一生計配偶者	氏名	山田 みい	個人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		
別居の扶養親族等に関する事項	別居の扶養親族等に関する事項	氏名		個人番号			
扶養親族	扶養親族	氏名		個人番号			
扶養	扶養	氏名		個人番号			

〔特定扶養 H14. 1. 2～H18. 1. 1〕〔老人扶養 S30. 1. 1 以前〕〔16歳未満 H21. 1. 2 以後〕
6 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の住民税の納税方法
□ 給与から差し引き（特別徴収） □ 自分で納付（普通徴収）

本人	未成	障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生
扶養	扶養	扶養	扶養	扶養	扶養
控除	控除	控除	控除	控除	控除
有	有	有	有	有	有
特	特	特	特	特	特
同	同	同	同	同	同
計	計	計	計	計	計
徴収希望	徴収希望	徴収希望	徴収希望	徴収希望	徴収希望
特合	特合	特合	特合	特合	特合
併徴	併徴	併徴	併徴	併徴	併徴
青・白	青・白	青・白	青・白	青・白	青・白
専従者	専従者	専従者	専従者	専従者	専従者
均区分	均区分	均区分	均区分	均区分	均区分
申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分
宛名番号	宛名番号	宛名番号	宛名番号	宛名番号	宛名番号
連番	連番	連番	連番	連番	連番

非居住者である親族について扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除）の適用を受ける方へ

非居住者（※1）である親族について扶養控除等を受ける場合、対象の親族が以下の条件に該当する必要があります。
扶養控除：30歳未満又は70歳以上（16歳未満の場合は非課税限度額の判定のみ）又は、30歳以上70歳未満かつ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、②障害者、③あなたがその年において生活費又は教育費に充てたための支払を38万円以上受けている者のいずれかに該当する者

配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除：年齢等の要件なし
※1 居住者…国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人
非居住者…「居住者」以外の個人

電話番号を記入してください。

※確定申告書（税務署）を提出した方は、この申告書を提出する必要はありません。

⑬・⑭給与・賃金
給料、賃金など。
※「給与・賃金の内訳」欄に必要事項を記入してください。

⑮外注工賃
原材料などを支給してこれに加工などをしてもらうために支払った工賃など。

⑯・⑰減価償却費
取得価格が10万円以上の建物、機械、車輛などの償却費。
※「減価償却費の内訳」欄に必要事項を記入してください。

⑱・⑲地代・家賃
店舗、工場、倉庫などを借りている場合の地代や家賃。
※「地代・家賃の内訳」欄に必要事項を記入してください。

⑳・㉑借入金利子
事業用資産の購入資金や運転資金などの借入金利息など。

㉒・㉓租税公課

(1) 事業税、固定資産税、自動車税などの税金（所得税、住民税は含まれません）
(2) 組合費、賦課金など。

㉔荷造運賃
販売した商品の荷造りに要した包装材料費や人夫賃など。

㉕水道光熱費
事業に要した水道料、電気料、ガス代やプロパンガス、灯油などの購入費。

㉖旅費交通費
仕事のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費。

㉗通信費
事業に要した電話料、はがき、切手代、電報料など。

㉘広告宣伝費
新聞、雑誌、ラジオ、折込みなどの広告費用。名入マッチ・タオルなどの購入費。

㉙接待交際費
事業上必要な得意先などの接待に使った飲食代、茶菓子の費用。

㉚・㉛修繕費
店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代。

㉜消耗品費
包装材料、事務用品、ガソリンなどの購入費。使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の備品購入費。

㉝種苗費
種もみ、苗類、種いもなどの購入費用を記入します。（自給分については、収穫した時の価格によって記入します。）

㉞肥料費
肥料の購入費用を記入します。

㉟農具費
使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の農具の購入費用を記入します。

㊱農業衛生費
農薬の購入費用や共同防除費を記入します。

㊲土地改良費
土地改良事業の費用や客土費用を記入します。

㊳・㊴専従者控除額
控除した金額の合計を記入してください。なお、必要経費に算入することができないのは、事業専従者1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額になります。
(1) 50万円（配偶者の場合は86万円）
(2) （事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（専従者の数＋1）
※「専従者控除の内訳」欄に必要事項を記入してください。
※事業専従者とは、あなたと生計を一にする配偶者、その親族（15歳未満の方を除く）で、あなたの営む事業に専従した期間が前年中に原則として6ヶ月を超える方をいいます。